

「新中退共電算システムに係るデータエントリー等業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

2024/8/9

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 システム管理部 システム運用課

ご意見または修正案

| No. | 該当頁     |     | 該当する箇所の章と項番 |    | 調達仕様書(案)の記載内容<br>(概要でも構いません)        | ご意見、修正案、ご質問等   | ご意見等の提出理由   | 意見の種類 | 採用の可否 | 機構回答  |
|-----|---------|-----|-------------|----|-------------------------------------|--|---|-------|-------|---|
|     | 該当物     | ページ | 章           | 項番 |                                     |  |   |       |       |   |
| 1   | 調達仕様書本文 | 4   | 3           | 3  | 実施時期                                | 本委託で構築したシステムは、次期事業者へ引き継ぐ想定でしょうか？   | 構築に係る費用の効果最大化を図るため                                | 質問    | 不採用   | システムは引き継ぐ想定はしておりません。  |
| 2   | 調達仕様書本文 | 14  | 5           | 2  | 機能要件                                | 入力時に原票を手元に置かずスキャンしたデータをイメージ入力するシステムを利用したい。スキャンデータはインターネットを介さず利用する  | 原票の紛失や、入力作業の効率化のため、スキャンデータを利用した入力するパッケージを保持しているため | 要望    | —     | 作業場所の広さ、担保されるセキュリティや効率性を勘案し、加点項目として総合評価委員が判断するため、提案書に記載してください。  |
| 3   | 調達仕様書本文 | 14  | 5           | 6  | 想定している機器                            | 表5. 6に記載されているハードウェアは次期システムでも利用可能という認識でしょうか？または、落札事業者にてすべて入れ替える想定でしょうか？                                       |   | 質問    | —     | 落札事業者にてすべて入れ替える想定です。  |
| 4   | 調達仕様書本文 | 27  | 11          | 2  | ⑦業務量及び参考4業務処理予定表                    | 業務処理予定表に記載されているどの部分がデータ入力業務対象でしょうか？その業務の日々の入力量または繁忙の時期について教えてください  | KHFM処理のみであるか確認したい。                                | 質問    | 採用    | 対象業務については別紙、参考4「業務処理予定表」に■で記載いたしました。繁忙期は3, 4, 5月、閑散期7, 8, 9月となります。  |
| 5   | 調達仕様書本文 | 27  | 11          | 2  | ⑦業務量に応じたオペレーターの確保および管理              | 入力端末が8台用意されていますが、台数を増やすことは可能でしょうか？可能な場合何台まで増やすことが可能でしょうか？  |   | 要望    | —     | 作業場所の広さに合わせて機構では8台設置しています。入力端末の台数の増減については現地視察等により提案してください。入力端末の台数は提案される要員数や作業効率、費用面から総合的に判断して妥当性がみられた場合、加点項目として認められる場合があります。          |
| 6   | 調達仕様書本文 | 27  | 11          | 3  | 業務の方法に記載の内容及び参考1の1-3、1-4、1-5の資料について | 本参考のようにオーダー票に合わせて申込書などの固定の原票が添付され、それら申し込みなどの原票を見て入力するという流れであっていますでしょうか？                                      |   | 質問    | —     | ご認識の通りです。   |
| 7   | 調達仕様書本文 | 27  | 11          | 3  | 業務の方法に記載の内容及び参考1の1-3、1-4、1-5の資料について | 参考1には5票のサンプルが掲載されていますが、最大でいくつの票がございませうか？また5票が最大であれば、これらを入力したデータからインターフェース一覧にあるすべてのファイルを作り上げるという認識でよろしいでしょうか？ |   | 質問    | —     | 現在、全部で246票ございます。全てのファイルについて作成いただくことが必要です。また、契約締結後にすべての「ファイル・レコード定義書」を提供予定です。  |
| 8   | 調達仕様書本文 | 19  | 7           |    | テストデータ作成要件                          | 作成するテストデータ(入力するデータ)は、どのくらいの量を想定されていますでしょうか？  |   | 質問    | —     | 必要となるテストデータ量について、エントリーとベリファイのオペレーター2名体制で入力できる量(オペレーター1名あたりの月平均のタッチ数は100~120万回程度を想定)でご検討ください。なお、テストデータの詳細については、今後再構築プロジェクトにおいて検討いたします。 |
| 9   | 調達仕様書本文 | 19  | 7           | 2  | テストデータ搬送方法                          | 週に1回どのくらいの量を運ぶ予定でしょうか？受領と返却を1週間ごとに行う想定でしょうか？(受領⇒翌週返却)  |   | 質問    | —     | 上記No.8で入力できる量となります。受領と返却を1週間ごとを想定しております。  |

「新中退共電算システムに係るデータエントリー等業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

|    |         |    |    |      |   |   |              |    |    |   |
|----|---------|----|----|------|---|---|--------------|----|----|---|
| 10 | 調達仕様書本文 | 19 | 7  | 2    | テストデータ搬送方法  | 搬送は、セキュリティ便など利用することは可能でしょうか？                            |              | 要望 | —  | 自弁ではなく外部事業者に運搬を依頼する場合は再委託契約の締結が必要です。なお、提案書に記載した場合、導入する運搬事業者が特に他社より秀でた点があれば加点項目として認められることがあります。  |
| 11 | 調達仕様書本文 | 1  | 2  | 2.3  | 受託事業者は、本業務開始にあたり受託事業者の負担で 機器等を テストデータ作成場所及び業務履行場所に設置  | 書類等作成を行う目的として入力機以外のPCを導入することは可能でしょうか。また申請は必要となりますでしょうか。 | 事務処理効率化を図るため | 要望 | 採用 | 導入する端末はすべて申請が必要です。入力端末以外で業務が必要であれば導入可能ですが、機構の求めるセキュリティ要件を満たす必要があります。  |
| 12 | 調達仕様書本文 | 10 | 4  | 4.3  | テストデータ作成場所については受託事業者側で行う。   | 場所に関する距離制限等ございますでしょうか。                                  | 左記に同じ        | 質問 | 採用 | テストデータ作成場所については再構築プロジェクトに支障がなくデータ授受ができる場所として、運搬時間が片道2時間以内であることとします。また、当日中に運搬が完了できるよう事故時には迂回ルートがある等、複数経路が選択できる場所とします。<br><br>よって仕様書19ページ・7.1に以下文言を追記修正いたします。<br><br>・機構から運搬時間が片道2時間以内であること。<br>・事故時には迂回ルートがあるなど複数経路が選択できること。 |
| 13 | 調達仕様書本文 | 19 | 7  | 7.1  | なお、テストデータ作成場所にて使用する機器、什器類は、受託事業者にて用意し、その費用も受託事業者にて負担すること。   | 現行業務と全て同じ環境構築との認識でよろしいでしょうか。                            | 左記に同じ        | 質問 | —  | テストデータ作成場所の什器類は受託事業者で準備しますがデータエントリー業務の什器類は機構で用意いたします。   |
| 14 | 調達仕様書本文 | 15 | 5  | 5.3  | また、再構築プロジェクトにより被共済者番号の桁数が11桁から12桁に変更になる。そのため「退職金(解約手当金)請求書」については旧様式(11桁)のものと新様式(12桁)のものが混在することとなる。これに伴い、11桁の旧様式がきた場合でも12桁でデータ作成する必要がある。 | 現時点で混在の割合の想定をご教授いただけますでしょうか。                            | 左記に同じ        | 質問 | —  | 再構築プロジェクトのカットオーバー時は11桁が主で徐々に混在件数は減るものと想定されます。   |
| 15 | 調達仕様書本文 | 31 | 11 | 11.8 | 次期契約での運用開始までに次期事業者が十分な準備が出来ないことが判明した場合、受託事業者は直ちに機構に報告すること。  | 受託事業者が判断する基準については貴機構との相談の上、行うこととなりますでしょうか。              | 左記に同じ        | 質問 | —  | ご認識の通りです。   |

\*いただいたご意見・ご要望のうち、内容が解釈の確認等であるものについては、「採用の可否」欄は「—」としております。

